

本委員ニ任シテ平常を通リ作業ニ努メラレタシ

委員

会員各位

要求條件

- 一、企業立憲ノ原則ヲ採用シ漸次実施スルコト
- 二、團體交渉権ヲ確認スルコト
- 三、退職手当ヲ左ノ標準ニ依リ支給スルコト
 - 六ヶ月以上一年未満勤続者ニハ一月ニ付キ日給五日分
 - 一年以上以上勤続者ニハ日給五十日分
 - 一ヶ年以上ノ勤続者ニハ一月ヲ加フルニ毎五日分ヲ増スコト
- 但シ會社ノ都合ニ依リ解雇スル場合ハ五割増ノコト

四、此ノ際日給二円以下ノ男女工ニ對シ適當ニ増給ヲスルコト

基金トシテ各自日給一日分ヲ出願スルコト(但鉄以下切捨テ)

交渉委員トシテ一團三名

一團二名 五名

一團一名 七名

會計ハ各組一名ト總會計一名(毎廠友次郎)他ニ補佐二名送出ノコト 救正理委員ハ各組一名ニ對シ一名連絡委員一名送出ノコト

内業ヨリ 七名

外業ヨリ 三名

委員

會員諸君